

第 8 号議案

件 名	栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
提案理由等	<p>高等学校等就学支援金の支給額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者に対する、授業料等減免のため、所要の改正をしようとするものである。</p>

一 規則改正案の趣旨

高等学校等就学支援金の支給額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者に対する、授業料等減免のため、所要の改正をしようとするものである。

二 規則改正案の内容

- (一) 授業料等の減免条件に、高等学校等就学支援金の支給額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者を追加する。  
(第十條関係)
- (二) (一)に係る減免の期間を追加する。  
(第十四條関係)

三 施行期日

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者

イ 性行良好の者

ロ 生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四

条の認定を受けることができなかった者

ニ 法第六条第一項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額が、納付しなければならない授業料

等の額に満たないと認められる者

第十一条中「授業料等の」を「前条第二項第一号に該当する者として授業料等の」に、「高等学校長」を

「高等学校の校長」に改める。

第十三条第二項中「より、」の下に「第十条第二項第一号に該当する者に係る」を加える。

第十四条を次のように改める。

（減免の期間）

第十四条 第十条第二項第一号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、当該授業料等の減免の決定の日の属する年度の末日までの期間を超えることができない。

2 第十条第二項第二号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、高等学校等就学支援金の支給が決定された期間を超えることができない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（学校教育課）

改正案	現行規則
<p>改 正 案</p> <p>（減免の条件） 第十条 略</p> <p>2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一  次のいずれにも該当する者</p> <p>イ  性行良好の者</p> <p>ロ  生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹</p> <p>ハ  高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定を受けることができなかつた者</p> <p>ニ  法第六条第一項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者</p> <p>（減免の申請） 第十一条 前条第二項第一号に該当する者として授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第一号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>（減免の取消し） 第十三条 略</p> <p>2 前項の規定により、第十条第二項第一号に該当する者に係る授業料等の減免を取り消した場合には、校長は、速やかに授業料等減免取消通知書（別記様式第三号）により授業料等の減免を受けている者に通知するものとする。</p> <p>（減免の期間） 第十四条 第十条第二項第一号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、当該授業料等の減免の決定の日の属する年度の末日までの期間を超えることができない。</p> <p>2 第十条第二項第二号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、高等学校等就学支援金の支給が決定された期間を超えることができない。</p>	<p>現 行 規 則</p> <p>（減免の条件） 第十条 略</p> <p>2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一  性行良好の者</p> <p>二  生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹</p> <p>三  高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けることができなかつた者</p> <p>（減免の申請） 第十一条 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第一号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>（減免の取消し） 第十三条 略</p> <p>2 前項の規定により、 授業料等の減免を取り消した場合には、校長は、速やかに授業料等減免取消通知書（別記様式第三号）により授業料等の減免を受けている者に通知するものとする。</p> <p>（減免の期限） 第十四条 授業料等の減免は、会計年度に従い、当該年度限りとする。</p>